

▶ 整備基準抜粋

興行施設、集会施設、展示施設、物品販売施設、福祉保健施設（市町村保健センター、母子福祉施設及び母子健康センターに限る。）、文化施設及び官公庁施設で用途面積が2,000平方メートル以上のものにおいては、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を設けること。

▶ 目標となる基準抜粋

同上

▶ 解説

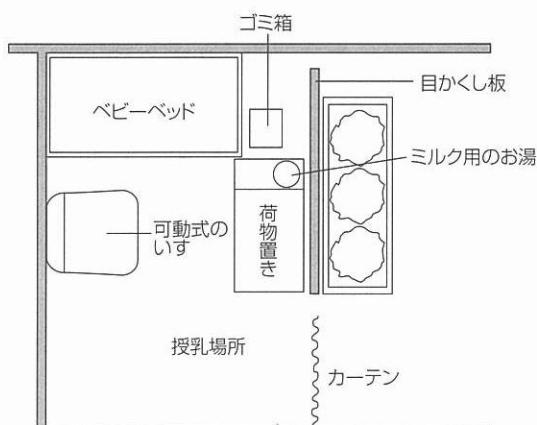
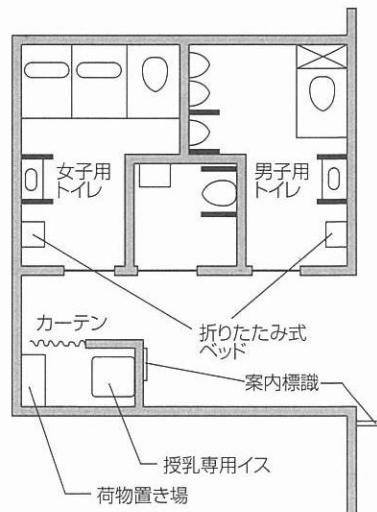
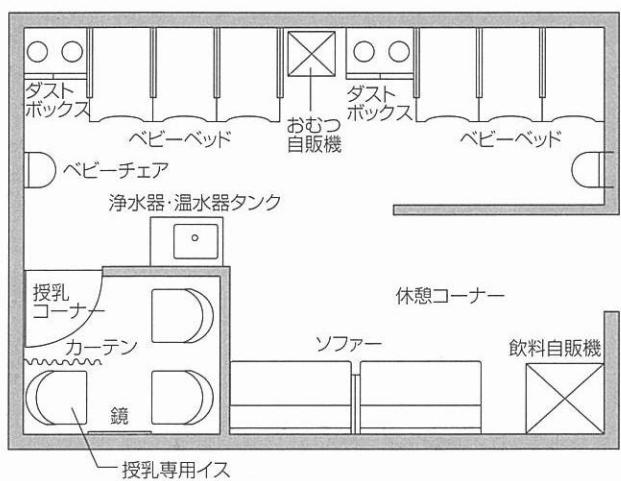
ア 適用

- 授乳場所は、用途面積が2,000m²以上の乳幼児連れの利用者が多いと考えられる公共的施設への設置を求めてい る。

▶ 配慮事項

- 授乳及びおむつ替えの場所としては、独立した部屋を設けることが望まれるが、スペースの確保が困難な場合には、休憩場所等の一部を利用して授乳コーナーとすることが考えられる。その際、母乳による授乳などに配慮して、カーテンやついたて等によりプライバシーを確保する。
- 男性による授乳による授乳にも配慮する必要がある。
- 乳幼児用ベッドや乳幼児用いす等の配置は、ベビーカー等の通行を妨げないように配慮する。
- 多機能便所内に乳幼児用ベッドを設ける場合は、車いす使用者が必要とするスペースを阻害することができないように配慮する。
- 授乳のためのスペースには、荷物置き場、給湯や授乳瓶の消毒ができる設備を設けることが望ましい。

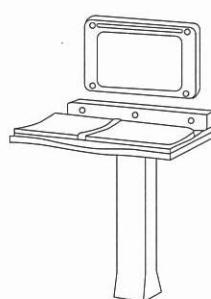
授乳場所の整備例



表示例



ベビーベッドの例



チェアの例

